

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和2年3月4日（水）

文部科学省高等教育局学生・留学生課
高等教育修学支援準備室

高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日／通常国会で法成立：令和元年5月10日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】

* 政省令：令和元年6月28日公布

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】 ① **授業料等減免制度の創設** ② **給付型奨学金の支給の拡充**
 【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 ((令和2年度の在学学生 (既入学者も含む) から対象))
 【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和2年度予算(案) 4,882億円

授業料等減免 2,528億円※
 給付型奨学金 2,354億円

※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分(392億円)は含まない。

国・地方の所要額(案) 5,274億円

授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額) (住民税非課税世帯))

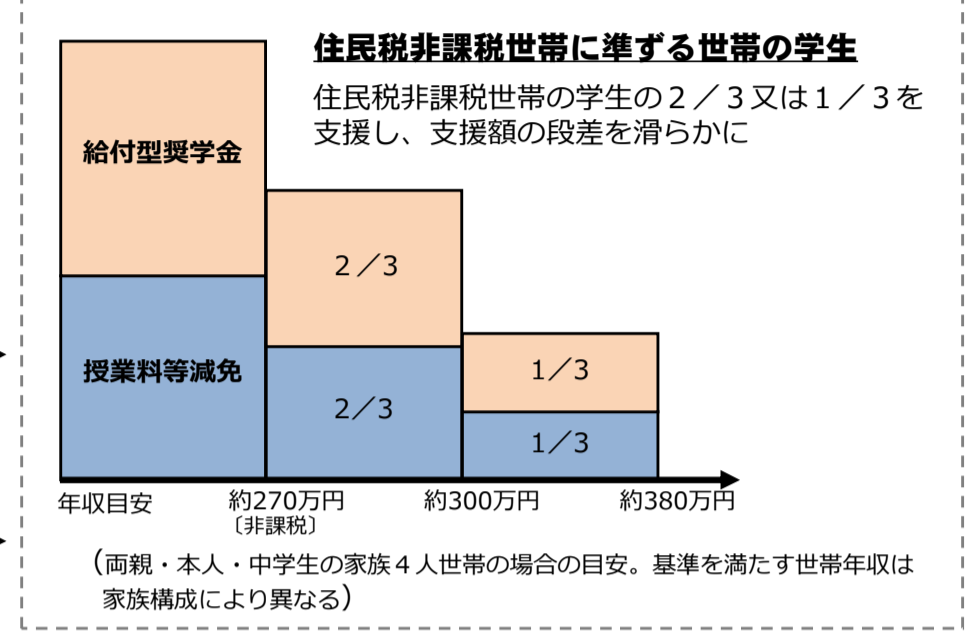
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

○ 日本学生支援機構が各学生に支給
 ○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額) (住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件

- 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
- 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

高等教育の修学支援新制度 スケジュール

	令和元年					令和2年									
	6~9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
機関連要件の確認	6/28~ 確認申請	7/25~ 審査	9/20 対象機関の公表						5/1~6/30 確認申請						
令和2年度分採用手続	①令和2年度に大学等へ進学予定の高校3年生等対象								4/上 4/下 進学届	4/上 4/下 採用決定					
	8/9 申込受付	8/9 推薦期限	9/13 推薦期限(最終)	12/下 申込内容の確認・審査	1/下 候補者決定				6/30 更新確認申請	5/1~6/30 確認申請					
在学予約採用	②令和元年度時点で大学等に既に在学している学生対象														
				11/1~12/18 申込受付											
令和3年度分採用手続	③令和3年度に大学等へ進学予定の高校3年生等対象														

(注1) 上記は給付型奨学金の申込手続を示したものである。給付型奨学金の対象者は授業料等減免の対象者にもなる。学生は、各大学等が定める時期に、授業料等減免の申込手続を行う。
 (注2) 令和2年度の申込受付、申込内容の確認・審査等の時期は見込である。

授業料等減免額（上限）・給付型奨学金の支給額

【授業料等減免】

授業料等減免の額は、授業料等減免の対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については下の表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする。また、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2の額又は3分の1の額を減免する。

【給付型奨学金（学資支給金）】

非課税世帯の学生等に対しては、下の表の額を、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、その額の3分の2の額を又は3分の1の額を支給する。

<昼間制>

		授業料減免 上限額（年額）	入学金減免 上限額 （一回限り支給）	給付額		
				月額	（参考）年額	
大学	国公立	535,800円	282,000円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	700,000円	260,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円
短大	国公立	390,000円	169,200円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	620,000円	250,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円
高専	国公立	234,600円	84,600円	自宅	17,500円	210,000円
				自宅外	34,200円	410,400円
	私立	700,000円	130,000円	自宅	26,700円	320,400円
				自宅外	43,300円	519,600円
専門学校	国公立	166,800円	70,000円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	590,000円	160,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円

<夜間制> ※給付額は昼間制と同じ

		授業料減免 上限額（年額）	入学金減免 上限額 （一回限り支給）
大学	国公立	267,900円	141,000円
	私立	360,000円	140,000円
短大	国公立	195,000円	84,600円
	私立	360,000円	170,000円
高専	国公立	※現在開講されていない	
	私立	※現在開講されていない	
専門学校	国公立	83,400円	35,000円
	私立	390,000円	140,000円

※私立の大学、短大、専門学校の通信課程における授業料等減免上限額等は以下のとおり。
（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信課程は現在開講されていない。）

授業料減免上限額（年額）.....130,000円 入学金減免上限額（一回限り支給）.....30,000円 給付額（年額）.....51,000円

※児童養護施設等の入所者等・生活保護世帯出身者のうち、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められる学生等の給付月額以下のとおり。（これに該当しない自宅外通学の場合、給付額は上表のとおり。）

【大学、短大、専門学校】 国公立...33,300円、私立...42,500円、 【高専】 国公立...25,800円、私立...35,000円

※独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含む。

授業料等減免・給付型奨学金の新制度(2020年度～) ～社会的養護を必要とする者・生活保護世帯出身者の場合～

1. 授業料等減免の上限額（年額）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

※夜間部や通信課程の場合、減免額が異なります。

2. 給付型奨学金の支給額

		居住に要する費用の支援が必要ない者		左記以外 ※本人が居住費を負担している場合	
		月額	（参考）年額	月額	（参考）年額
大学、短大、専門学校	国公立	33,300円	約40万円	66,700円	約80万円
	私立	42,500円	約51万円	75,800円	約91万円
高専	国公立	25,800円	約31万円	34,200円	約41万円
	私立	35,000円	約42万円	43,300円	約52万円

※大学等進学後も、引き続き、施設等や里親、生活保護世帯の父母等のもとから通学する場合は「居住に要する費用の支援が必要ない者」になります。

※通信課程の場合は、上表に関わらず、年額51,000円となります。

3. 所得・資産の要件の確認

（1）社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）

本人の所得・資産のみで判定し、低所得であれば、支援対象となります。

（2）生活保護世帯の出身者

原則、**父母及び本人の所得・資産により判定**します。
父母が「生活扶助」を受けていれば、非課税世帯として支援対象となります。

（社会的養護を必要とする者とは）

満18歳となる日の前日（又は高校卒業時点）（申込時点で18歳になっていない場合は申込時点）において、

- 児童養護施設等（児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）を含む。）に入所していた者
- 里親等（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者を含む。）のもとで養育されていた者が該当します。

- ✓ 本人に相当の所得や資産がある場合、上表の額の支援が受けられない場合があります。（所得について、本人（未成年）の年収が額面で200万円を超えるような場合でなければ、判定には影響しません。）
- ✓ 学業成績・学修意欲やその他の対象者要件を満たさない場合、支援の対象外となります。

支援対象者の要件(個人要件)等

【学業成績・学修意欲に係る要件】

- 支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになること。
進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。
- 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認する。
- 大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切る。

学業成績の基準	
廃止 (支援 打ち切り)	次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
警告	次の1～3のいずれかに該当するとき(上の「廃止」の区分に該当するものを除く。) 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

特例①：傷病・災害等の不慮の事由

災害、傷病、その他やむを得ない事由がある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。

次に該当する場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。

特例②：教育課程の特性

学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合

特例③：児童養護施設の入所者等

社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

【その他】

- 現在の給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。
 - ・ 日本国籍、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は永住の意思が認められる定住者であること
 - ・ 高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないこと
 - ・ 過去において本制度の支援対象としての認定を受けたことがないこと
 - ・ 保有する資産が一定の水準を超えていないこと(申告による。)
- 次のいずれかに該当する場合には、遡って認定を取り消す(返還等を求める。)。
 - ・ 偽りその他不正の手段により支援を受けた場合
 - ・ 大学等から退学・停学(無期限又は3ヶ月以上の者に限る。)の懲戒処分を受けた場合(3ヶ月未満の停学又は訓告の懲戒処分を受けた場合には認定の効力を停止する。)

支援措置の対象となる学生等の認定要件について

1. 家計の経済状況に関する要件

【所得】 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること

(算式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)※

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

(基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満

第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満

第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

【資産】 学生等及びその生計維持者の保有する資産※の合計額が、以下の基準額に該当すること

(基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満

生計維持者が1人の場合 1,250万円未満

※ 対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額(不動産は対象としない)

2. 学業成績・学修意欲に関する要件(採用時)

※ 認定後は、適格認定の基準により学業成績等を確認し、これに基づき支援の継続の可否を判定する

予約採用	在学採用	
高校3年生	1年生	2～4年生
申請時期：入学前年度	申請時期：入学年 4月※	申請時期：在学中(毎年) 4月
<p>高校2年次(申込時)までの評定平均値が、</p> <p>3.5以上 ... 進路指導等において学修意欲を見る。</p> <p>3.5未満 ... レポート又は面談により学修意欲を確認する。</p> <p>〔高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとする者については、高卒認定試験の受験・合格をもって、学修意欲があるものとみなす。〕</p>	<p>次の①から④までのいずれかに該当すること</p> <p>① 高校の評定平均値が3.5以上であること</p> <p>② 入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること</p> <p>③ 高卒認定試験の合格者であること</p> <p>④ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること</p> <p>※ 秋季入学の場合の申請時期については検討中。</p>	<p>次の①か②のいずれかに該当すること</p> <p>① 在学する大学等における学業成績について、GPA(平均成績)等が上位1/2以上であること</p> <p>② 次のいずれにも該当すること</p> <p>a. 修得単位数が標準単位数※以上であること ※ 標準単位数＝卒業必要単位数／修業年限×申請者の在学年数</p> <p>b. 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること</p> <p>※ ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。</p> <p>※ 災害、傷病その他やむを得ない事由により②aに該当しない場合には、②bに該当することで足りる。</p>

3. 国籍・在留資格に関する要件

- ① 日本国籍を有する者
- ② 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずる者とその者が在学する学校の長が認めたもの(＝将来永住する意思があると認められた者)

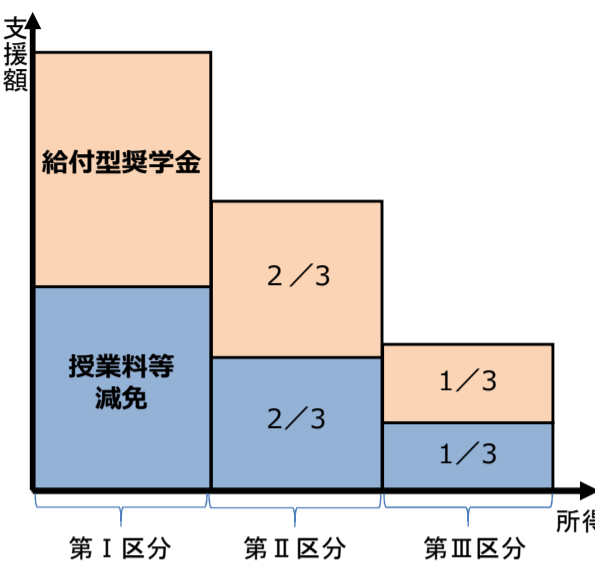
4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

- ① 高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ② 高卒認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者(5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における学修意欲を有する者として日本学生支援機構が認める者を含む。)であって、合格した年度の翌年度の末日から確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないもの
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに確認大学等へ入学した者

支援対象者の要件(個人要件)等 <所得に関する要件と目安年収>

所得に関する要件								
以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が以下の基準額に該当すること								
【算式】	市町村民税の所得割の課税標準額 × 6% - (調整控除の額 + 税額調整額) ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額 + 税額調整額)に3/4を乗じた額となる。							
【基準額】	<table border="0"> <tr> <td>第Ⅰ区分 (標準額の支援)</td> <td>100円未満</td> <td rowspan="3">※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。</td> </tr> <tr> <td>第Ⅱ区分 (標準額の2/3支援)</td> <td>100円以上～25,600円未満</td> </tr> <tr> <td>第Ⅲ区分 (標準額の1/3支援)</td> <td>25,600円以上～51,300円未満</td> </tr> </table>	第Ⅰ区分 (標準額の支援)	100円未満	※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。	第Ⅱ区分 (標準額の2/3支援)	100円以上～25,600円未満	第Ⅲ区分 (標準額の1/3支援)	25,600円以上～51,300円未満
第Ⅰ区分 (標準額の支援)	100円未満	※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。						
第Ⅱ区分 (標準額の2/3支援)	100円以上～25,600円未満							
第Ⅲ区分 (標準額の1/3支援)	25,600円以上～51,300円未満							

所得基準に相当する目安年収 (例)		住民税非課税	準ずる世帯	
(支援額)		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
		3分の3	3分の2	3分の1
ひとり親世帯(母のみが生計維持者の場合)	子1人(本人)	～約210万円	～約300万円	～約370万円
	子2人(本人・高校生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円
	子3人(本人・高校生・中学生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円
	子3人(本人・大学生・中学生)	～約290万円	～約390万円	～約460万円
ふたり親世帯(両親が生計維持者)	子1人(本人)	～約220万円	～約300万円	～約380万円
	子2人(本人・中学生)	～約270万円	～約300万円	～約380万円
	子3人(本人・高校生・中学生)	～約320万円	～約370万円	～約430万円
※片働き(一方が無収入の場合)	子3人(本人・高校生・中学生)	～約320万円	～約400万円	～約460万円
	子3人(本人・大学生・中学生)	～約320万円	～約400万円	～約460万円



日本学生支援機構が提供している「進学資金シミュレーター」で、個別の世帯の年収等をもとに、給付奨学金の対象になるのか大まかに調べることができます。

「進学資金シミュレーター」
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

※年収は、両親の年収を合計したものとし、1万円の位を四捨五入している。
 ※子について、本人は18歳、中学生は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とする。
 ※給与所得以外の収入はないものとする。(事業所得の場合は、目安年収が上記と異なる。)
 ※目安年収について、「両親(片働き)」は、配偶者控除対象となっている場合。

- 毎年、直近の住民税課税標準額等を確認し、支援区分を見直す。
- 予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額等(住民税)に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

進学資金シミュレーターの概要 <日本学生支援機構>

大学・専門学校等への進学を考えている生徒や保護者が、進学の資金計画を立てる際に、HP上で自身の家計の情報等を入力することで、
 ①受けられる奨学金の種類、②受けられる奨学金の金額、③進学後の学生生活を送るための収支を試算できるシミュレーションツール。
 (URL : <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)



資金シミュレーターのイメージ (「給付奨学金シミュレーション(保護者の方向け)」)

トップ画面

選択画面
利用したいシミュレーションを選択

入力画面
収入額等に関する情報を入力

結果表示画面
支援される金額等が表示

進学資金シミュレーター

奨学金選択シミュレーション	給付奨学金シミュレーション (生徒・学生の方向け)	生計維持者、世帯構成、進学希望先等に関する簡易な情報の入力で、世帯の年収がどのくらいであれば、どのくらいの額の支給が受けられるかを表示。どのような世帯が給付奨学金の対象になるのか、簡単に知ることができる。
学生生活費シミュレーション	給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け)	生計維持者、収入額、世帯構成、進学希望先等に関する詳細な情報の入力で、支給の可否やその条件に応じた支給月額を表示。自身の世帯が給付奨学金の対象になりそうかどうか、詳細な情報をもとに確認できる。
奨学金選択シミュレーション	貸与奨学金シミュレーション	世帯構成、収入額、進学希望先等に関する情報の入力で、貸与を受けることができる奨学金の種類(無利子奨学金か、有利子奨学金か)と貸与月額を表示。
学生生活費シミュレーション	家庭からの仕送りや奨学金などの収入額と、授業料や住居光熱費などの支出額を入力することで、進学後の資金計画を立て、また利用する奨学金の金額を判断するための情報が表示される。	

新たな修学支援の法律の成立に伴い令和元年5月から公開

【参考】奨学金貸与・返還シミュレーション 貸与型奨学金(無利子・有利子奨学金)について、どのくらいの金額の貸与を受けたら、どのくらいの月額・期間で返還することになるかを試算可能

令和2年1月16日現在

学校種		学校数	申請校数	要件確認校数	(参考) 要件確認割合
		A	B	C	C/A
大学・短期大学	国立	82	82	82	100.0%
	公立	106	106	106	100.0%
	私立	897	866	866	96.5%
	計	1,085	1,054	1,054	97.1%
高等専門学校		57	57	57	100.0%
専門学校		2,714	1,697	1,690	62.3%

(注1) 学校数には、大学院大学(25校)、募集停止決定済(89校)、休校状態(108校)を含まない。

(注2) 令和2年1月16日現在における要件確認を受けた新設大学等(公立大学・短期大学(2校)、私立大学・短期大学(9校)、私立専門学校(1校))についても、学校数、申請校数、要件確認校数に計上。今後、地方公共団体による追加確認審査があり得る。

文部科学省 特設ホームページで、対象機関リストを公表しています。



経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知(通知)

30文科高第1172号
平成31年3月25日

各国公立大学長
各公立短期大学長
各国公立高等専門学校長
各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会教育長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長
文部科学省高等教育局長

経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知について(通知)

このことについては、平成30年2月9日付け29文科高第961号で通知しているところです。このところ、我が国経済は緩やかに回復していますが、一方で、依然として経済的に厳しい状況にある学生等も少なくありません。ついては、下記の高等教育段階における各種経済的支援策について、各都道府県知事におかれては、所管又は所轄の高等学校及び専修学校に対して、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管又は所轄の高等学校及び専修学校に対して、国立大学長におかれては、管下の附属学校に対して、厚生労働省におかれては、所管の専修学校に対して、周知をお願いします。

記

- 1 経済的理由により修学困難な学生等に対しては、独立行政法人日本学生支援機構が大学等奨学金事業を実施しており、特に家計が急変した学生等には、緊急採用奨学金(無利子)及び応急採用奨学金(有利子)の申込みを随時受け付けているほか、各大学等においても既に授業料減免等の支援策を実施されていると承知しています。進級に当たり授業料等の納付が困難な学生等、支援を必要とする学生等やその保護者がこれら支援策を活用できるよう、その具体的内容及び利用方法について、下記3、4や別添資料を御参照の上、学生等やその保護者への周知を図るよう、よろしくをお願いします。
- 2 入学料等初年度納付金や授業料等の納付が困難な学生等に対しては、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いを図り、入学時に一時的にかさむ費用の支出が困難な学生等に対しては、独立行政法人日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金の活用について周知を図るなど、きめ細やかな配慮をお願いします。

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】（都道府県社会福祉協議会）	
貸付限度額	①教育支援費 ＜大学＞ 月額6万5千円以内 ＜短大等＞ 月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可 ②就学支度費 50万円以内
対象	低所得世帯：必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
保証人	不要(世帯内で連帯借受人が必要)
利息	無利子
償還期限	据置期間：卒業後6か月以内 償還期限：据置期間経過後
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 (市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは都道府県社会福祉協議会にお問合せください。) 【参考】都道府県社会福祉協議会 お問合せ先一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html

国の教育ローン（日本政策金融公庫）	
貸付限度額	350万円以内（学生一人あたり）
対象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応（例：子供2人の場合世帯年収が890万円以内）
利息	年1.71%（固定金利）
備考	日本学生支援機構の奨学金との併用可、受験前から申込み可。低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

労働金庫（ろうきん）の入学時必要資金融資	
貸付限度額	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料。進学先に納入済みのものは対象外）に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間で選択した金額）が限度となる。 ※申請時に選択した金額を超えての融資は行えません。
対象	日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となった方
利息	年1.71%程度（固定金利） ※2019年9月19日現在
備考	・入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与する。 ※予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。 ・労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する。
問合せ先	労働金庫 https://all.rokin.or.jp/

※この他、民間金融機関の教育ローン等あり。

高等教育の修学支援新制度

新制度の周知にあたっての高校・中学校等の皆様方へのお願い

各高校等の皆様方のご理解・ご協力により、昨年6月に受付を開始した予約採用においては、多くの高校3年生等からの申込みをいただくことができ、心よりお礼申し上げます。

今後とも、高等教育の修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たす生徒が、ひとりでも多く本制度を利用いただけるよう、次のポイントを踏まえつつ、より一層の周知をいただくようお願いいたします。

ポイント① 令和2年春（4月以降）に予約採用の申込みが始まります。〔令和3年度進学希望者〕

令和2年度の予約採用（進学前の採用）は、春（4月以降）から始まります。昨年よりも申し込み時期が早くなりますので、ご注意ください。（申込書類は、3月以降に各高校等に配布予定です。）
※ 令和2年4月に進学予定の生徒で、今年度実施した予約採用に申し込みなかった方でも、進学後の在学採用に申し込むことができます。

ポイント② 高校1・2年生や中学生などにも周知を！

大学等への進学を考えている高校1・2年生や中学生など（注）にも、本制度を知っていただきたいと思います。日頃の進路指導に際して、本制度を生徒にご周知ください。
（注）高等専門学校（1～3年次）の学生、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の高等部・中等部、専修学校の高等課程の生徒を含みます。

ポイント③ 授業料等減免と給付型奨学金（生活費）を併せた手厚い支援が本制度の特徴です。

学校種ごとの上限額まで授業料や入学金の減額又は免除を受けることができます。学業に専念するのに十分な給付型奨学金も支給されます。大学等でしっかり学びたい方には、是非、本制度を活用していただきたいと考えています。

ポイント④ 本制度に少しでも興味を持った方には、ぜひ、こちらを！

より多くの学生・生徒やその保護者の方々に、本制度のことを知っていただけるよう、文部科学省と日本学生支援機構において次のコンテンツを用意しています。是非ともご覧いただければと思います。また、昨年の予約採用において配布したリーフレット「学びたい気持ちを応援します」の更新版も4月に配布する予定ですので、ご活用ください。

文部科学省 特設ホームページ
「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要をご案内しています。)



日本学生支援機構 進学資金シミュレーター
「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかななどを大まかに調べられます。)





2020年4月から新制度がスタート!

- 対象** 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生
- 支援内容** 大学・短大・高専(4~5年)・専門学校の
授業料・入学金の免除/減額 + **給付型奨学金の支給**
- 申請期間** 2020年4月以降(学校ごとに異なります)

- 授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が受けられます。
- 高校等ごとの推薦枠(人数上限)はありません。
(注) 高校等には、高等専門学校(3年次)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含みます。
- 高校等の成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。
- 進学先の大学等では、しっかり学習することが求められます。(成績次第で警告や支援の打切りもあります。)

くわしい情報はこちら

文部科学省 特設HP



日本学生支援機構
進学資金シミュレーター



「学びたい気持ちを応援します」(制度全体の概要を確認できます。)
 「給付奨学金シミュレーション」(自身が対象となるかななどを大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
 電話:0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)
 *土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
 *給付型奨学金のほか, 貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
 進学を目指す大学や専門学校の授業料等減免制度については, 各学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましょう。

スカラシップ・アドバイザーについて(社会福祉団体、児童養護施設等向け)

社会的養護・社会福祉関係者様へ

スカラシップ・アドバイザー 派遣事業をご活用ください!

スカラシップ・アドバイザーとは?

日本学生支援機構の研修を修了し、「スカラシップ・アドバイザー」の認定を受けたファイナンシャル・プランナーです。



スカラシップアドバイザーが

- 社会福祉団体等主催の進学のための教育資金の説明会や児童養護施設等での進学を希望する在在者向け行事において、大学等の進学費用準備のための資金計画の説明・助言等を行うことにより、進学を考えるにあたっての、経済的な不安の解消をお手伝いします。
- 安心して奨学金を利用するための知識を提供します。

(実施までの流れ)

- ・開催日程を決めて、会場の用意、受講者の募集をしてください。
- ・開催予定の1ヶ月前までに、日本学生支援機構ホームページのガイダンス申込フォームより申込みを行ってください。
- ・日本学生支援機構が「スカラシップ・アドバイザー」を派遣し、「奨学金等進学資金ガイダンス」を実施します。
- ・配布資料は印刷して送付します。派遣料も無料です。

「奨学金等進学資金ガイダンス」内容

- ①全体説明 (50~90分程度)
 ・大学等への進学のための資金計画の説明
 ・奨学金事業の概略の説明 など
- ②個別相談 (30~90分程度 希望がある場合)
 ・資金計画の作成への助言 など



※奨学金申込みの事務手続きに係る説明については、ガイダンスの内容の範囲外となりますので、予めご了承ください。
 ※全体説明は基本50分からの開催ですが、30分から開催可能です。ただし、全体説明50分未満で開催の場合は、個別相談は実施できません。

(2019年6月)



申込方法、本事業の詳細は、こちらをご覧ください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/adviser/index.html>
 スカラシップ・アドバイザー 検索

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization